

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」という。）第 65 条第 2 項第 2 号の規定により、次のとおり処分したので、法第 70 条第 1 項の規定により公告します。

令和 5 年 10 月 27 日
香川県知事 池田 豊人

(1) 処分年月日

令和 5 年 10 月 27 日

(2) 処分対象業者

商号又は名称	ユメックス
代表者の氏名	西垣 勝利
主たる事務所の所在地	香川県高松市西宝町二丁目 1 1 番 1 6 - 3 0 8 号
免許証番号	香川県知事（6）第 3604 号
免許年月日	令和 4 年 7 月 31 日
当初免許年月日	平成 9 年 7 月 31 日

(3) 処分内容

令和 5 年 11 月 6 日から令和 5 年 11 月 12 日まで 7 日間の業務の全部の停止。

(4) 処分理由

被処分者は、令和 4 年 8 月 20 日に締結された土地売買契約の媒介において、依頼者である売主に対し、媒介契約書を交付しなかった。

このことは法第 34 条の 2 第 1 項に違反し、法第 65 条第 2 項第 2 号に該当する。